

九度山町学生緊急支援給付金交付要綱

令和 2年 8月 19日
教育委員会要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、アルバイト先が休業するなど、収入の減少により全国的に学生生活の維持が困難となっている状況を踏まえ、学生緊急支援給付金（以下「給付金」という。）を交付し、修学の継続支援することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、九度山町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に給付することが適当と認められた者については、この限りでない。

- (1) 大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）又は専門学校に在学していること。
- (2) 令和3年3月31日以前から本町に住所を有し、申請日まで引き続き、本町の住民基本台帳に記載されている保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）がいること。
- (3) 町内の小学校又は中学校を卒業していること。
- (4) 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び保護者に町税の滞納及び使用料、手数料等町への債務不履行がないこと。
- (5) 保護者の世帯収入の減少により、家庭からの追加的支援が期待できないこと。
- (6) 令和3年1月以降で、新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少していること。

(給付額)

第3条 給付金の給付額は、10万円とする。

(交付申請)

第4条 申請者は、九度山町学生緊急支援給付金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書（学生証）の写し
- (2) 令和3年1月以降の2か月分でアルバイト収入の減少（20%以上減少）が比較できる支給明細書等の写し
- (3) 保護者の住民票の写し（住民登録日の分かるもの）
- (4) 保護者の令和3年1月以降の2か月分で世帯収入の減少（20%以上減少）が比較できる支給明細書等の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

2 給付金の申請期間は、令和3年6月1日から令和4年2月28日までとする。

(交付決定)

第5条 教育長は、前条の申請があったときは、その内容の調査及び審査を行い、適当であると認めるときは、九度山町学生緊急支援給付金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の調査及び審査により、交付することが適当でないとき、九度山町学生緊急支援給付金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(給付金の交付)

第6条 申請者は、給付金を請求するときは、九度山町学生緊急支援給付金交付請求書（別記様式第4号）により、教育長が指定する日までに提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定により給付金の交付請求を受けたときは、速やかに給付金を交付するものとする。

(給付金の返還等)

第7条 教育長は、給付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の交付決定を取り消し、又は既に交付した給付金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、給付金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱その他関係法令に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が給付金の交付を不相当であると認めるとき。

2 教育長は、前項の取消しを決定したときは、九度山町学生緊急支援給付金決定取消通知書（別記様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第8条 教育長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、第2条に掲げる要件の該当に関する報告を求め、又は調査することができる。この場合において、教育長は、必要に応じ、当該申請者に対して面接を行うことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。